

業務用電化厨房契約 (付帯契約要綱)

令和 8 年 11 月 1 日実施



沖縄電力株式会社

目 次

本	則	
1	適	用…………… 1
2	要 綱 の 変 更	…………… 1
3	適 用 範 囲	…………… 1
4	料	金…………… 2
5	計	量…………… 2
6	そ の 他	…………… 3
附	則	…………… 4
別	表	…………… 5

本 則

1 適 用

この付帯契約要綱（以下「要綱」といいます。）は、次の地域に適用いたします。

沖縄県（当社が定める離島等供給約款の適用地域を除きます。）

2 要 綱 の 変 更

(1) 当社は、次の場合には、この要綱を変更することがあります。この場合には、あらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。

イ 消費税および地方消費税の税率が変更された場合

ロ 当社が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等の変更または関係する法令の制定もしくは改廃により、変更の必要が生じた場合

ハ この要綱による契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合

(2) (1)の場合、当社は、変更前は変更内容を、変更後は変更内容、需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、お客さまにお知らせいたします。ただし、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略することがあります。

(3) 当社は、電気事業法第2条の13に定める書面および電気事業法第2条の14に定める書面の交付に代えて、電子メールの送信またはお客さまにあらかじめ当社所定のインターネットサイトに登録いただき、そのインターネットサイトにお知らせする方法等によりお客さまにお知らせすることがあります。

3 適 用 範 囲

標準的な電気供給条件（高圧・特別高圧）（令和8年11月1日実施。以下「標準供給条件」といいます。なお、当社が標準供給条件を変更した場合には、変

更後の供給条件によります。)の業務用電力または主契約要綱の業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力として電気の供給を受け、かつ、この要綱実施の際現に要綱の業務用電化厨房契約(令和8年4月1日実施。)の適用を受けている場合に適用いたします。

4 料 金

各月の料金は、標準供給条件の業務用電力または主契約要綱の業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力によって料金として算定された金額から(1)によって算定された金額(以下「電化厨房割引額」といいます。)を差し引いたものといたします。

(1) 電化厨房割引額

電化厨房割引額は、1月につき次のとおり算定いたします。

電化厨房割引額 = (2)の電化厨房電力量 × (3)の割引単価

(2) 電化厨房電力量

電化厨房電力量は、5(計量)により計量された別表(適用対象機器類別)に定める適用対象機器類別に該当する電気厨房機器(以下「電化厨房機器」といいます。)の使用電力量といたします。

(3) 割 引 単 価

割引単価は、次のとおりといたします。

電化厨房電力量1キロワット時につき	3円30銭
-------------------	-------

5 計 量

(1) 当社は、電化厨房機器の使用電力量を、その他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。この場合、電化厨房機器は、専用の回路で施設していただきます。

(2) 電化厨房電力量の計量は、標準供給条件27(使用電力量等の計量)に準じて行ないます。

(3) 供給電圧と電化厨房電力量の計量電圧が異なる場合の取扱いは、標準供給

条件附則 2（供給電圧と計量電圧が異なる場合の取扱い）に準じて行ないます。

(4) 電化厨房電力量の計量は、特別の事情がない限り 1 計量をもって行ないます。

6 そ の 他

(1) 当社は、必要に応じてお客さまから電化厨房機器に関する資料を提出していただきます。

(2) お客さまが、電化厨房機器の内容の変更または取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

(3) この要綱に定めのない事項については、標準供給条件の業務用電力または主契約要綱の業務用電力Ⅱ型、業務用季節別時間帯別電力もしくは業務用ウィークエンド電力に定めるところによるものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この要綱は、令和8年11月1日から実施いたします。

2 この要綱の実施等にもなう切替措置

この要綱実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、標準供給条件 28（料金の算定）および標準供給条件 29（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

適用対象機器類別

適用対象機器類別は、次のとおりといたします。ただし、この場合の機器の定格電圧は、200 ボルト以上といたします。

電気レンジ，フライヤー，オーブン，グリドル，グリラー，スープケトル，ティルティングパン，炊飯器，蒸し器，ゆで麺器，電気湯沸器，その他加熱厨房機器